

スマート農業推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 スマート農業推進事業実施要領（令和8年3月5日付け農技第2473号。以下「実施要領」という。）の規定に基づき実施するスマート農業推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、物価高騰の影響低減を目的とし、省力化・低コスト化・高品質化による生産性の向上を図るため、実施要領に定めたスマート農業等の先進技術を活かした機器類を整備する農業者団体等に対して、これに要する経費を予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業実施主体、補助対象経費、補助率、重要な変更等は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書及び提出期限)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止、内容等を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更等承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更(以下「軽微な変更」という。)についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延届出書(様式第4号)を知事に提出してその指示を受けなければならない。
 - (3) 第4条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入れ控除額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
 - (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
 - (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
 - (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(契約等)

第7条 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業上の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當な場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができ

る。なお、随意契約を行う場合であっても、原則２者以上からの見積合わせを行わねばならない。

- 2 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合わせ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書（様式第５号）の提出を求めることとし、当該申立書の提出がない者については、入札等に参加させてはならない。

（事業の着手）

第８条 事業実施主体は、原則として、交付決定後に事業を着手するものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合においては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、事業実施主体は、交付決定前であっても着手することができるものとする。この場合において、事業実施主体は交付決定前着手届（様式第６号）を知事に提出し、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

（権利譲渡の禁止）

第９条 事業実施主体は、第５条の交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（補助金の交付方法）

第１０条 知事は、補助金を補助事業が完了した日の属する年度の３月３１日までに精算払いとして交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 事業実施主体は、前項のただし書きの規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第７号）を知事に提出しなければならない。
- 3 国庫補助対象事業としての完了日は、補助対象事業の完了後、補助金の交付までがなされた日とする。

（状況報告）

第１１条 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の１２月３１日現在において、遂行状況報告書（様式第８号）を作成し、当該年度の１月１５日までに知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 知事は、前項に定める時期のほか、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況報告を求めること

ができる。

(実績報告書及び提出期限)

第12条 事業実施主体は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の2月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第9号)を知事に提出するものとする。

2 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項のただし書きの規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により、速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(様式第11号)により事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、事業実施主体の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第14条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に定める財産の処分を制限する期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に規定する処分制限期間とする。
 - 3 処分を制限された取得財産等については、前項の財産処分制限期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 4 事業実施主体は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第12号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、前項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、取り壊し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

- 第15条 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。
- 2 事業実施主体は前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳（様式第13号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録により整備及び保管することができる。

（報告又は指導）

- 第16条 知事は事業実施主体に対し、本事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(書類の提出)

第17条 本要綱により知事に提出する書類は、原則として事業実施主体の代表者の所在地を所管する農務事務所を経由して提出するものとする。

(その他)

第18条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項が生じた場合は知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月5日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助率	重要な変更
<p>山梨県内に代表者が居住または事務所が所在する以下のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業協同組合 2 農業者等が組織する団体（3者以上） 3 農業法人 4 その他知事が適当と認める団体等 	<p>実施要領に定める補助対象機器類の整備に係る経費（補助対象機器の付帯設備および設置に不可欠な工事費を含む）</p> <p>ただし、次の経費は補助対象経費に含まれないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、都道府県、市町村等から補助を受けた補助対象機器類に係る経費（設置等に要する経費を含む） ・中古品、リース品、レンタル品 ・付帯設備のうち消耗品に当たるもの 	<p>補助対象経費の欄に掲げる事業の実施に要する経費の2/3以内。</p> <p>ただし、補助金額の上限は5,000千円、下限は1,000千円とする。</p> <p>補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体の変更 2 補助金額の増、又は20%を超える減 3 総事業費の20%を超える増減 4 整備する機器類の主要な仕様の変更 5 補助対象事業の目的の達成に支障をきたす事業計画の変更 6 その他知事が重要な変更と認めるもの

様式第 1 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金交付申請書

○年度において、下記のとおり事業を実施したいので、スマート農業推進事業費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

1 経費の配分及び負担区分

補助対象事業 の内容	補助率	補助事業に 要する経費 (A + B) 円	負担区分		備考
			補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
別添事業実施 計画書のとおり					
合計					

注 1 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

注 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

2 事業の完了予定年月日 ○年○月○日

3 添付書類

- ・事業実施計画書（実施要領別記様式第1号）
- ・誓約書（実施要領別記様式第2号）
- ・その他知事が必要と認める資料

注1 添付書類に重複がある場合には、当該資料は省略することができる。

注2 押印は省略して差し支えない。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

事業実施主体の名称
代表者職・氏名 殿

山梨県知事 印

〇〇年度スマート農業推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇月〇日付け第〇〇号をもって申請のあったスマート農業推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり交付することに決定しました。

- 1 補助金の交付対象となる事業及び内容は交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の交付決定額	金	円

- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - (1) 事業実施主体は、補助事業を中止、又は廃止、内容等を変更しようとするときは、あらかじめ補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）を提出して知事の承認を受けなければならない。ただし、スマート農業推進事業費補助金交付要綱別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延届出書（様式第 4 号）を知事に提出してその指示を受けなければならない。
 - (3) 第 4 条第 2 項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入れ控除額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
- ア 補助金を他の用途へ使用したとき。
 - イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。
 - エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の2月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿、証拠書類及び取得財産等は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管及び管理しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。取得財産等の財産処分制限期間は次のとおりとする。なお、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合はその年度までとする。

処分を制限する財産の名称等		保管 (財産処分) 期間 (年)
施設設備等 の分類	財産の名称、構造等	

様式第3号

第 年 月 日 号

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地

郵便番号

住所

事業実施主体の名称

代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金変更等承認申請書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定通知のあったスマート農業推進事業費補助金について、次のとおり○○（注1）したいので、同補助金交付要綱第6条第1項1号の規定により申請します。

1 ○○（注1）の理由

2 経費の配分及び負担区分
（変更前）

補助対象事業 の内容	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
			補助金 (A)	その他 (B)	
別添事業実施 計画書（変更 前）のとおり		円	円	円	
合計					

（変更後）

補助対象事業 の内容	補助率	補助事業に 要する経費 (A+B)	負担区分		備考
			補助金 (A)	その他 (B)	
別添事業実施 計画書（変更 後）のとおり		円	円	円	
合計					

注1 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

注2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

3 事業の完了予定年月日（注2） 〇年〇月〇日

注1 〇〇については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。

注2 廃止の場合は空欄とする。

注3 添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）

※ 押印は省略して差し支えない。

様式第4号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金遅延届出書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定通知のあったスマート農業推進事業費補助金について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、同補助金交付要綱第6条第1項2号の規定により報告します。

- 1 補助事業の内容及び進捗状況
- 2 （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 3 （予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ことに対して講じた措置
- 4 事業担当者（代表）名（所属部局・職名）
- 5 その他

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 押印は省略して差し支えない。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

(事業実施主体) 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

契約に係る指名停止等に関する申立書

当社は、貴殿発注の〇〇（注 1）契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、山梨県から物品・役務契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

(注) 1 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りではない。

2 押印は省略して差し支えない。

様式第6号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地

郵便番号

住所

事業実施主体の名称

代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金交付決定前着手届

このことについて、スマート農業推進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、交付決定を受けるまでの期間内のあらゆる損失等を負担するとともに、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても、異議は申し立てません。

1 事業内容

2 事業費

3 着手予定年月日

4 完了予定年月日

5 理由

※ 押印は省略して差し支えない。

様式第7号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金概算払請求書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定通知のあったスマート農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、次のとおり請求します。

また、併せて、○年○月○日現在における遂行状況を次のとおり報告します。

1 概算払請求額 円

2 内容

補助事業に 要する経費	補助 金額 (A)	既受領額 (B)		遂行 状況 ○月○日 現在の 出来高	今回請求額 (C)		残高 (A) - ((B)+(C))		事業 完了 予定 年月日	備考
		金額	出来高		金額	○月○日 現在の 出来高	金額	○月○日 現在の 出来高		
円	円	円	%	%	円	%	円	%		

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

口座振替	金融機関名	支店名
	預金種別（当座・普通）	口座番号
	口座名義	

- (注) 1 下線部は、スマート農業推進事業費補助金交付要綱第11条第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とする。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することができることとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧可能な場合には、当該ウェブサイトのURL欄を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 押印は省略しても差し支えない。

様式第 8 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金遂行状況報告書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定通知のあったスマート農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、その遂行状況を次のとおり報告します。

総事業費	事業の遂行状況				備考
	○年○月○日 までに完了したもの		○年○月○日 以降に実施するもの		
	事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日	
円	円	%	円		

- 注 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 押印は省略しても差し支えない。

様式第9号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金実績報告書

○年○月○日付け農技第○で交付決定があった、スマート農業推進事業費補助金について次のとおり事業を実施したので、同補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。（また、併せて精算額として、スマート農業推進事業費補助金○○○円の交付を請求します。）

1 経費の配分及び負担区分

補助対象事業 の内容	補助事業に 要した経費 (A+B)	負担区分		備考
		補助金 (A)	その他 (B)	
別添事業実施 実績書のとおり	円	円	円	
合計				

注1 負担区分には、補助事業の内容に応じて経費を負担する者の名称等を記載するとともに、必要に応じて欄の追加を行うこと。

注2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額○○○円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者

2 事業の完了年月日 ○年○月○日

3 収支精算

(1) 収入の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度 精算額	本年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

4 補助金の支払いの方法

支払い方法 口座振替

金融機関名

支店名

預金種別

口座番号

口座名義

5 添付資料

- ・事業実施実績書（事業実施計画書の内容を実績に修正したもの）

注1 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写しを添付すること。また、経費以外のものにあつては、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもののうち、変更があつたものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）

注2 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

注3 本文括弧書きは、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載する。

注4 押印は省略しても差し支えない。

様式第 10 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地
郵便番号
住所
事業実施主体の名称
代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金消費税等仕入控除税額報告書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定通知のあった、スマート農業推進事業費補助金について、同補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額（○年○月○日付け農技第○号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

（注） 記載内容の確認のため、次の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、（3）の資料を除き添付不要）

なお、補助事業が法人格を有しない等の場合には、全ての構成員分を添付すること。

- （1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
- （2）付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- （3）3 の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合には、その内訳を確認することができる資料も併せて提出すること）。
- （4）補助事業者が消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 60 条第 4 項に定める法人等である場合には、同項に規定する特定収入の割合を確認することができる資料

5 消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合については、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注)

- 1 記載内容確認のため、次の資料を添付すること。なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合には、全ての構成員分を添付すること。
 - ・免税事業者の場合には、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業主の場合には所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認することができる資料
 - ・新たに設立される法人であって、かつ免税事業者の場合には、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できるとし、省略するに当たっては、提出済みの資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 4 押印は省略しても差し支えない。

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

事業実施主体の名称

代表者職・氏名 殿

山梨県知事 印

○年度スマート農業推進事業費補助金額の確定通知書

○年○月○日付け農技第○号で交付決定したスマート農業推進事業費補助金については、同補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり確定したので通知します。

確定額 金 円

概算払済み額 金 円

精算払額 金 円

返納額 金 円

様式第 12 号

第 号
年 月 日

山梨県知事 殿

事業実施主体（代表者）の所在地

郵便番号

住所

事業実施主体の名称

代表者職・氏名

○年度スマート農業推進事業費補助金財産処分承認申請書

○年度スマート農業推進事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、同補助金交付要綱第 14 条第 4 項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細

- 2 処分の内容

- 3 処分しようとする理由

- 4 添付書類
 - (1) 財産管理台帳の写し
 - (2) その他知事が必要と認める書類

※ 押印は省略しても差し支えない。

様式第13号

財 産 管 理 台 帳

事業実施者名	事業内容		事業実施年度	年度	補助金名	スマート農業推進事業費補助金						
事業内容			工期又は取得日		事業費	経費の配分		処分制限期間		処分の状況		適要
機器名	設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日		負担区分		耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
						県費	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、必要事項を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。